

162-参-厚生労働委員会-18号 平成17年04月28日

※/ 兵庫労働局問題、出産一時金等について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は、厚生労働行政の姿勢を問うというようなテーマで御質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初は、三月十八日に当委員会において私御質問したことについて最初一点お聞きしておきたいと思うんです。

これは出産育児一時金の話をさせていただきまして、三十万ということで長らく来ているわけでございますけれども、その根拠ということで、最初は出産前後の検診費用も入れるところから出発したと。それが、平成十年まで社会保険庁が監修していた社会保険の手引には、平成十六年の直近のやつにまでその検診費用も含んでいるよという表現も出ているということですから、そのことについては今もそうなんですねというふうなことを確認しましたところ、いえいえ、そうではなくて、十二年のときに考え方を変えたんですと、こういうことの御答弁がございました。そのことをちょっと確認しておくところから出発したいと思うんですが。

十二年のときに、前回の御答弁でも、それまでは分娩介助料と出産前後の検診費用等を加味して三十万円としていたけれども、十二年改正時に出産一時金は分娩料を補てんするものと位置付けたということで、そこで考え方を変えた。しかし、政令でしたか、定めている三十万は変えていないと、考え方だけ変えたんだと、こういうことだったと思うんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

○政府参考人（水田邦雄君） 御指摘のとおり、平成十二年の健康保険法等の改正検討時におきまして、出産育児一時金の積算根拠を変更いたしまして、分娩料を補てんするものとして位置付けたわけでございます。ただ、その際、三十万円という金額自体の変更はなく、法令等の改正はしなかったということでございます。

○辻泰弘君 今の御説明もそうなんですけれども、そのことは間違いではないんですけども、その裏に、その前までは考えていた検診費用も入れていたという考えを変えたということになるわけですよね。その部分が言われないことなものですから分からないし、まず、今のやつも政令とか省令とかで公に出たものには書いていないわけなんですね。もうそれは、その時点ではもう監修はしてなかったかもしれないけれども、社会保険庁が十年まで監修していた本に、十六年版までそれは含めているんだという表現が出ていたわけですね。聞くとところによると、最近のやつは変えられたという話がありますけれども。

いずれにしても、それぐらい要は全く世間に分かっていないままに進められていたと。

要は、全く内部的にやられてたんじゃないかと、そのことなんですね。変えるんだったら変えるということと言って、基本的な出産育児一時金の算出根拠になるわけですから、そこで考え方を変えるというのであれば、そこではっきりおっしゃればよかったと思うし、そのことが流れとしてあって今の御説明であれば分かるんですけども、何か今から振り返ってそういうことだったんですよというふうな言い方というのは、私は、フェアなことじゃないし、やはり本当にそうだったのかなと疑ってしまうんですけども、大臣、どう思っていますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） 私が大臣になりましたからこの件で説明受けましたときは、こういう説明でございました。金額三十万、で、その根拠は、今の国立病院における出産費用の平均的な額が三十万であるから三十万、こういう説明を受けましたんで、そういうものかなと思ってずっとその説明を聞いておりました。

ただ、先日の御質問で平成十二年以前の考え方をお示しになって、今の説明でもお聞きいただきましたように、それ以降の説明が私に説明をしてくれたということの考え方だということでございます。

したがって、率直に言って、三十万という金額が変わっておりませんから、恐らくもう財政的な理由で三十万円以上出せない。そうすると、もうそういう説明せざるを得なかったんだろうなど、そう思いながら私は今の説明を聞いておるところでございます。

○辻泰弘君 保険局長、お聞きしておきますけれども、御説明のように、十二年改正検討時に分娩料を補てんするものと位置付けたという説明は、それはそう間違いではない、うそではないんですけども、要は、私が言いたいのは、位置付けたということはそれまでの考えを変えたということなんですよ。そこを言わずに、マイナスというか、裏の方の言い方をされるものですからよく分からないわけですけども、これはどこで検討されたんですか。

○政府参考人（水田邦雄君） 検討したと申しますか、正に法律改正、制度改正をするときにこの出産育児一時金の額を変更するかどうかということで、三十万円を維持するという決定を政府としてと申しますか、厚生労働省としてしたということだと思います。で、そのときに、平成十二年の改正時におきましては、分娩料を補てんするものという積算根拠でこれを説明するということだと思います。

それから、この金額自体が変わらなかったということで検討内容については特に公表してはなかったわけでありまして、平成十三年の国会におきまして、政府参考人から、この出産育児一時金として一律三十万円が支給されており、これは全国の国立病院の分娩費の実態調査をし、その平均値を勘案して支給額を決めているという答弁はしてございます。

○辻泰弘君 要は、それまでの考え方でいくと、分娩介助料と出産前後の検診費等を勘案

して三十万というところから出発したわけですから、その時点でも、まずそれでいったらどうなのかと考えたら、三十四万とか、そんなふうになったと。しかし、それはちょっと財政的に大変なので三十万に抑えるということの要請があつて、それでその理屈はそういうふうにしたという流れだと私は思うんですよ。

ただ、それを三十万で変えなかったということは明示されているわけですよ。しかし、その考え方のその裏の部分といいますか、背景が全く表に出ないまま考え方を勝手に変えているわけですよ。今おっしゃったように、その三十万変えなかったというのはそのとおりなんです。しかし、その根拠を変えているわけですよ。だから、その根拠は厚生労働省の、言わば厚生省の局の中で考えたんでしようということを確認したいわけですね。それでしかないということだと思ふんですよ。それはどうですか。

○政府参考人（水田邦雄君） それは正に制度改正をまとめた部局たる、まあ局でいいますと私ども保険局で決めたことだと思いますけれども、ただ、その積算根拠を示した、それも法令上のものであつて、それに基づいて計算をするという算定方式が書いているわけではございませんので、ある意味で三十万円という金額が示されているわけでありまして、その点、変わりなかつたということです。

ただ、その時点で説明が不足していた、あるいは議論が不足していたということであれば、それはそうだったかなというふうに思います。

○辻泰弘君 私、これ以上申し上げても水掛け的になるかもしれませんがあれですけれども、やはり私は、今日的にやはりこういうことについても、当然国民生活に重要にかかわってくる問題だし、やはり考え方の基本の部分でございますし、何よりも、まあ皆さん方どう思っているかは知りませんが、私は社会保険の手引という本を非常に愛用させていただいて、非常に基本の部分を教えてくれる本だと思っております、参考にさせていただいて、監修がなくなったのは寂しいぐらいでございますけれども、その本が十六年度版までそのことを、検診費用まで含むと書いていたわけですよ。だから、それだけ、恐らくみんなそう思っていたと思うんですよ。そういうものだと思うんですよ。

だから、そういう意味では、まあ今後のということになるわけですけれども、こういった、当然のことですけれども、今おっしゃったように、出てくるものは三十万とか、そういったことが結論かもしれませんが、それがもたらされたところの考え方が変わったら、それは国会で質問がなくてもやはり説明するということはあつてしかるべきじゃないかと、このように思いますので、その点については御指摘を申し上げておきたいと、このように思います。

大臣、一言お願いします。

○国務大臣（尾辻秀久君） お話のとおりだと思いますから、今後そうした記述は十分気を付けて行ってまいりたいと存じます。

○辻泰弘君　それで、次に、かねてより私が問題にしていまいりました労働局のことについてまずお伺いしておきたいと思うわけでございます。

それで、まず、去年から広島、兵庫と続いてきているわけでございますけれども、まず最初に、大臣が意を強くするような御発言をされたというふうに聞いておりました、それについて確認をしたいんでございます。大臣がこうおっしゃったと聞いておりました、私は幕府を倒した薩摩出身だから古い組織を壊すのは得意だと、このようにおっしゃったと聞いておるんですが、そのようにおっしゃったんでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君）　飲んだ席でそう言ったことは事実でございます。

○辻泰弘君　小泉総理の場合、つぶす対象は自民党かもしれませんが、尾辻大臣の場合の古い組織、つぶす対象というのは何なんでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君）　飲んだ席での話だということでお許しをいただくことを先にお願ひ申し上げながら、そのときに話題になっておりましたのは社会保険庁でありましたことを申し上げたいと存じます。

○辻泰弘君　社会保険庁といいますか、監修料のことは後でお聞きしたいと思っておりますけれども、労働局のことでお聞きしておきたいと思うわけでございます。

それで、このことも、一部の地方部局という意味じゃなくって、やはり厚生労働省全体にかかわる体質とその一つの現れというような位置付けで取り上げさせていただいているわけですが、昨年の十月二十一日の予算委員会においても大臣にお伺いしまして、兵庫労働局の不正経理事件の調査結果、いつ出てくるのかというふうなことをお聞きしましたら、早ければ年内にも、要は昨年という意味ですが、年内にも報告したいというふうにおっしゃっていただいておりますが、それが、それなりに理解もいたしますけれども、事情もあって遅れていると。三月末がめどじゃないかというふうに言われていた節もあるわけですが、それも超えてしまったということになっているわけですが、いつ御報告される予定なのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（鈴木直和君）　今御指摘のありました兵庫労働局の不正経理事件問題、私どもとしてもそれをできる限り早く全容解明をしていきたいというふうに考えております。

ただ、今御指摘もありましたように、結果として捜査の期間が長くなったこと、あるいは関係資料が捜査当局に押収されていること、あるいは関係職員も相当数に上ること、それから業者の関与の問題等もありまして、現在引き続き全容解明を進めているところでございます。

先ほども申し上げましたように、できる限り早く事実関係全体を解明して、職員の厳正な処分、それから不正に形成された金額の返還を行っていきたいと考えておりますが、現段階で具体的にその全容解明を終了する時期については、いつまでということはおおよそ

今の段階では断言できない状況でございます。

○辻泰弘君 ずるずるずるずる遅れているわけですがけれども、それは厳密に言ったらめどは示せないということになるかもしれませんが、できれば年内とおっしゃっていて、それは年度末ということも一つ伝えられていて、そして今日に至っているわけですがけれども、最終報告というのはどうかにしても、やはり何らかの報告はそれなりにあつてしかるべきじゃないかと、そういう時期に来ているんじゃないかと。制約要因も、幾つかおっしゃったのはそれなりに理解いたしますけれども、そういう制約要因は分かっている上で、やはり中間報告的なことでもあつてしかるべきじゃないかと。

とりわけ、前にも御質問申しましたけれども、三月三十日に上司の方を処分されているということがあつたわけで、それは、あのときも申しましたように、何らかの一つの、中間的であろうとも何らかのことが、報告といいますか分析があつた上でそういった処分につながっていると理解せざるを得ないわけですから。そういった意味で、最終報告と言わぬにしても、その現状報告というものがあつてしかるべきだと思うんですけれども、どうですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 今御指摘がありました三月三十日の処分でございますが、これは全容解明がまだできてはおりませんが、その中で、当該処分を受けた、管理者でございますが、部下が空出張等で不正経理をしているということを知っていながら黙認したということで、その人間が定年退職をするということもありましたので、これについてはその全容解明を待っていては処分ができないということもありまして処分をいたしました。

それから、中間報告というお話でございますが、現在のところ、私もいろいろ調査しておりますが、例えば不正経理の方法、どんな形でやっているかということは把握をしておりますが、それ以外の、例えばどれだけの職員がかかわっていて具体的にどう関与をしているのか、金額が幾らかということについてはまだ解明ができておりません。したがって、そういった具体的な問題を解明せずして中間報告ということは難しいのではないかと考えております。

いずれにしても、全体解明をできるだけ早くやりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 そうすると、その解明の任に当たっているのはだれがやっていたらっしゃるんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） これは大臣官房に調査のチームをつくっております。これについては、地方課長をキャップにして、その下で合計十二名で調査のチームをつくっております。

これについては、先般といいますか、今御指摘のありました辻委員からの御質問の際にも大臣からお答えしておりますが、その調査チームにつきましては、やはり前回の調査が、本省で調査した上で具体的な解明を兵庫労働局に任せるという形式を取って、その結果、

事実解明が不徹底に終わったということもありまして、その本省のチームで事実解明をやると。それから、主に職業安定部門で起こっておりますので、それに関係ない分野の職員、あるいは旧厚生省の職員、そういった者を中心にこういった調査チームをつくって現在解明に努めているところでございます。

○辻泰弘君 そうすると、本省の方々が、編成されたチームが現場へ行っているいろいろな事情聴取していると、そういうのが日常的に続いているという状況なんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 具体的に調査チームの者が、兵庫労働局と申しますか、兵庫の方に、兵庫県の方に直接行って、そこで関係者からいろいろな事情を聴きながら現在調査をしているということでございます。これからゴールデンウィークにも掛かりますが、そういう中でもその事情を聴く相手の都合が付けば、そのゴールデンウィークのさなかでも調査をずっと続けてほしいということを調査チームにも今話をしております。

○辻泰弘君 実は、三月十七日に神戸地裁で公判がございまして、証人尋問で被告の同僚の方がこういう発言をされているようなんです。被告は自分で使うために裏金をつくったのではないと、彼は組織の被害者だと、このように述べられたと。上司に刃向かうのは勇気が要る、職務怠慢とみなされる、このように言われたと。そして、陪席の裁判官が、被告が被害者なら加害者はだれかと、このように問われたところ、その同僚の方は兵庫労働局だと思つと、このように答えられたということで、まあ裁判官があきれた話ですねと答えられたようですけれども。

いずれにいたしましても、要は組織的な問題であるということになるわけでございまして、個人のそういった裁判で終わるということではないと。まあそういう認識の上でのお取り組みだと思っておりますけれども、しかしその意味において、やはり組織的なけじめというものがあるというところにあるわけでございます。

まず大臣、今のこういう話があったというのは、まあ恐らく初めてお聞きになったかもしれませんけれども、兵庫労働局が加害者だと言ったというその被告の同僚の発言、どう受け止められますか。

○国務大臣（尾辻秀久君） その話は初めて聞きました。しかし、今指示をいたしておりますことは、徹底して事実関係をまず解明しろ、はっきりさせろということを言っております。したがって、今そのことに全力を挙げておるわけでございまして、その結果がまた今のお話のような形になって出てくるのかどうか、これは更に今調査を申し上げておりますように進めておりますから、その結果を待つしかないところでございます。

いずれにいたしましても、事実関係ははっきりいたしましたら、それ次第で厳正な処分もいたさなきゃいかぬと思っておりますし、また不正に支出された額については国庫に返還をさせる方針でございまして。

○辻泰弘君 当初は三千万ということ、調査結果だったのが、一億七千万、二億だとかいう話になっているということはあるわけですが、恐縮ながら、大臣はそういうことも私から見れば含んだ上で年内に、早ければ年内にもというふうに私はおっしゃったと思っておるんです。それが、まあ事情があって遅れるということはそれは絶対ないとは言えないことで、三月までとかというのはそれはあるかもしれませんが、しかし、それが今に至ってもこういうことがあるんですけど、こういうことがあるというのも最初から分かっているような理由なわけでございまして。

そういった意味で、私は大臣のやはり御発言にもかんがみて、それは、まあ何遍も後追的に監修料のことなど結果がどんどん後で出てくるのも、それもいかどうかは別でございまして、しかし、まずは報告というのを年内にもしたいとおっしゃったお立場からすれば、いつまでか分からないというのは私はやはり無責任のそしりを免れないと思うんですけども、何らかの時期を限ってその段階での報告と、それがすべて解明には至っていませんというのは、それはあり得ることだと思うんですが、何らかの時期を示していただけないでしょうか。

○国務大臣（尾辻秀久君） こんなに長く掛かるとは私も最初は思っておりませんでした。ただ、大変時間が掛かっておりますことはそのとおりでありまして、お約束した時期から随分遅れておることはおわびを申し上げなければなりません。そこで、今もまたできるだけ急ぐように指示をいたしておるところでございまして、どの程度まで急げるか、これは官房長に今指示をいたしておるところでございまして。

○辻泰弘君 本委員会で私も申し上げ、皆さん方の御配慮をいただいて、会計検査院が調査を全国のをするというのを言っていたわけですね。その報告を今国会中に、まあ中間報告なりともいただくと、こういうことになっているわけです。

ですから、それと併せてということも、必ずしも必然性はないかもしれませんが、少なくともそれぐらいのことはあつてしかるべきじゃないかと思うんですけど、まず一つ、会計検査院がもう既に調査入っているというふうに聞いておられるかどうか。それと、それは会計検査院が今国会中に報告するわけですから、少なくともそれまでに労働局のことも報告いただきたいと思うんですけど、どうでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 会計検査院の方で各労働局について調査をしているということは私どもも把握をしております。把握をしております。

それから、それに併せてという御質問でございまして、いずれにしても、この兵庫労働局の問題、早急に事実解明をしなければならぬと考えております。

現在、兵庫労働局、先般御質問のありました定年退職者の処分以外、処分をやっておりません。それから、人事についても、その定年退職者に係るもの以外のところは、人事異動は現在凍結をしております。

この全体の事実解明をして必要な処分をし、新たな体制で業務体制を進めないと、業務

自体もうまく進まないのではないかということも私どもは考えておりました、そういう面では、本当にもう徹底的に事実解明を早期にやるという気構えでこの問題取り組みたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 今の人事のことやらも含めての御発言というのは、そう遠くないときにそういう形で対応するよと、そう受け止めていいですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 私ども、私どもの願望といいますか、一か月前後でこの全体の事実解明を終わりたいという内心の気持ちは持っておりますが、ただ、事情を聴く相手方の都合とかそういったこともありまして、そういう意味で現在断言するに至っていないということでございます。

○辻泰弘君 今の一か月というのは、いつから一か月という意味なんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） これから一か月前後くらいで事実解明を終わりたいということで、現在、調査チームを督励しているところでございます。

○辻泰弘君 これからといいますと、私が質問をしなかったらどう考えていらっしゃるかというふうにちょっと思ってしまうわけで、まあそれはあれですけども。

そういうことで、とにかく早く調査を進めていただいて結論を導いていただくということですが、同時に、それが出た結果どう対処されるのかと。まあ先読みになっちゃうわけですけども、例えば広島の場合は中央三、地方七でございましたか、そういった比率で自主カンパといいますか、そういった形で関係者の負担の中で返済したということなされたわけでした。あれは一億三千万でございましたですかね。そんなことというのはやはり一つの流れとしてあり得るのでしょうか。いかがでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） まず、この不正に支出された公金の返還、これは全額について返還しなけりゃならないと思っております。

その返還方法でございますが、具体的な方法としては、まず不正の事実関係それから不正経理の金額、この解明に全力を挙げて、その結果明らかになった事実を基に、具体的にどうやって返還していくかということを検討することになると考えております。そういう意味では、不正経理に関係した職員なりあるいは兵庫労働局の関係者、そういった方で返済することになるのではないかと思っておりますが、いずれにしても、事実解明を基に検討していきたいと思っております。

○辻泰弘君 そうすると、御報告が公表されて、その後対処を考えるということになるのでしょうか。広島のとときは何かそれが一緒にない交ぜになっていて、何か監査が入る前にそういう手当てが、もう既にカンパが始まっていたというような、そんな流れがありまして



ちょっとよく分かんないところがあったんですけど、どうでしょう。

○政府参考人（鈴木直和君） 現時点ではまだ不正の事実関係の解明とその金額が確定しておりませんので、現段階で具体的な返還方法を申し上げることは困難でございますが、いずれにしても、その事実関係、金額、これを確定した上でどういった形で返還するかということを検討したいと、そういう意味で、全容解明の中でそういった返還方法についても具体的に明らかにしたいと考えております。

○辻泰弘君 それはそのとおりでなんですけど、私が申し上げたいのは、やはり物事の手順として、その報告といいますか結果報告があって、その後対応を考えるという手順を公に踏むべきであるということをお願いしているわけで、広島の場合は、まあ厳密なところはちょっと一年前であれでしたけども、何か両方が同時進行していたような、たしか四月になって監査が入ったんだったと思いますけども、もう二月ごろからカンパが始まっていて、三月には何か大分集まっていたというような何か訳の分からないことがあって、そういう意味ではよく分かんない状況だったので、そういう意味ではその辺はしっかりやっていたきたいと、そのことについてです。

○政府参考人（鈴木直和君） 先ほど申し上げましたのは、全容の事実解明、これをして、その中で、事実解明の中でその返還方法についても具体的に明らかにしたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 済みません、ちょっと確認しますが、要は、そうすると報告するときにはもう返済方法は決まっていると、こういうことなんですか、そこだけ。

○政府参考人（鈴木直和君） 辻委員の御指摘は、広島労働局の場合には、全体の事実の解明の発表の前に既に返還に向けての動きが出ていたと、で、今回の場合にはそうではなくて、全体の事実解明を踏まえた上でそういった具体的な返還を始めるべきだという御指摘だろうと思いますが、先ほどから申し上げているのは、全体の事実解明の中でそういった具体的な返還方法も明らかにし、それから進めていきたいと考えております。

○辻泰弘君 申し訳ないです、ちょっと私の理解力が悪いかな。

そうすると、その結果報告が出た段階ではもうそのことは、どうやってみんなで手当てするかというのは決まっているということですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 全容解明の前に具体的にそういった動きが進んでいて、誤解を受けることのないように対処したいと考えております。

○辻泰弘君 当然のことだと思いますけど、まあそういうことで。去年の場合はどうい

仕掛けでそれぐらいの、そういうようなサーカスみたいなことができたのか不思議に思うわけでございますけれども、当たり前の対応としてやっていただくように改めて申し上げておきたいと思えます。

それで、このことと監修料にかかわることではありますけれども、大臣はこのことについて非常に実は強い決意を予算委員会で披瀝されたことがございました。十月二十一日の質問、私さしていただいたときに「必ずきっちりうみを出しますと言っておりますから、部下を信じたい」と、「万が一のときには信じた私が責任を取ります。」と、このようにおっしゃっておられました。このことは、労働局のことなのか、社会保険庁あるいはそういった監修料全体のことを指しておられるのか必ずしもクリアでないところもあるかもしれませんが、いずれにしても御決意のほどは了とさせていただきますわけですが、そのことについての思いをお伝えいたしたいと思えます。

○国務大臣（尾辻秀久君） 大臣に就任いたしましたからその思いでずっと仕事をしてまいりました。したがって、別にどこの部分ということじゃありませんで、絶えずその覚悟を持って仕事をしてまいりましたし、そのつもりでありますということを改めて申し上げたいと存じます。

○辻泰弘君 どうか、先ほどは官房長からできれば一か月というふうなお話もございました、まあ必ずしも決定しているわけじゃございませんけれども、そういったこと。

それから、プロセスを踏んでというふうに私申し上げましたから、常識的な対応ということですが、そういったことをしっかりと踏んでいただくように、大臣、そのような御決意もお持ちいただいていると思えますから、そのことについてしっかりとお取り組みいただいて、これは一つの地方労働局ということにとどまらない、これは旧労働省そしてまた厚生省は厚生省でまたあるわけですが、今、厚生労働省という区分けの中で、やはり残念ながら現在もあり得る状況になっているわけでございますので、そういったものをしっかりと正して、国民の信頼にこたえる行政、やはり厚生労働省というのは私は大事な役回りを担っていただいていると思っておりますので、そういった意味からも、しっかりとした体制をつくっていただくように、大臣にもこれからも御指導していただくようお願いしておきたいと思うんですが、その兵庫労働局のことについて大臣の御見解をお示してください。

○国務大臣（尾辻秀久君） 決して言い訳しようとは思いませんけれども、この兵庫の、兵庫労働局の件は広島の場合とまた違って少し複雑な構図になっておるようでございまして、したがって、その事実関係の解明に手間取っておるようでございます。捜査が一段落する、そして裁判がきっちり始まるということも待たざるを得なかった、いろんな事情でお約束よりも時期が延びたということは、改めておわびを申し上げたいと思えます。

ただ、今官房長も、この後一か月ぐらいをめどにしてきっちり事実解明をして、そしてまた当然のこととして、不正に支給されたような額については国庫に返還すると、お返

しするというこも言っておりますし、当然のこととして、厳正な処分もしなきゃいかぬというふうに思っておるわけでございます。

まあいずれにいたしましても、きっちりとした処理をするということを改めてお約束を申し上げたいと存じます。

○辻泰弘君 労働局の問題は以上で終わらしていただきまして、もう一点の現在進行形でございます監修料のことについてもちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

それで、実は昨年、監修料のことでも議論になって、十月二十二日に一つの報告もされた。そして、また改めてということになっているわけでございますけれども、ただ、私、去年、年金審議の折にこのことも質問したときがございました。そのときにも、私は組織的プールというものがないのかということをお聞きしていたわけでございます。具体的には五月十一日に、年金審議の過程、年金審議に入る前でございましたか、聞かしていただいたときに、そのときも、当時の局長が、決して組織的なものではないと、組織的にプールしているというようなものではないと、組織的プールというような理解を持っていないと、そういうふうなことを明言しておられたわけです。

しかし、振り返って考えますと、十月のときは調査をした結果としてそうだったというふうなことになっているわけですが、五月の時点では、調査はもう別になかったんじゃないかと思うんですけれども、なぜこの時点で言えていたのかなと。結局、そのことと同じ表現が十月にも来ているわけなんですね、何もまあしていなくて書いたとは言いませんけれども。

振り返ってみますと、五月のときのこの答弁、実は十月のときとほとんど変わらないように思うんですけれども、あのときの、まあ当事者はおられませんけれども、五月のとき何ゆえ言えたのかなと、これちょっと、事務局、分かったら教えてください。

○政府参考人（水田邦雄君） 昨年の五月に、保険局長の答弁におきまして、保険局が受け取っていた監修料につきまして、組織的にプールしているものではないと申し上げたわけでございますけれども、この答弁を申し上げましたのは、一つには、複数の監修を行った者同士で自発的に提出したものであるということ、もう一つには、組織の責任者である課長自身は関与しておらず、承知していなかったと、このことを指しまして組織的なプールではないとしたところでございます。

○辻泰弘君 まず、これは保険局のことだけ聞いたつもりじゃなかったんですけどね。これは保険局のことをお答えになっていたという理解ですか、それを教えてください。

○政府参考人（水田邦雄君） 正に保険局の問題として答弁をしていたものと私は承知しております。

○辻泰弘君 まあそれはそれとしまして、十月二十二日のときに、私は、今の局長答弁と

はまた別の局面ですけれども、監修料はすべて個人の所得として適正に確定申告がなされていたと、こういう表現になっているわけですね。

それで、今度改めて調査しようということで四月五日にお示しいただいているわけですが、それも確定申告の控への保管状況について調査を行い、保管分の内容を確認するというふうなことが入っていて、より厳格ではあるんですけども、しかし、十月二十二日のときは、適正に確定申告がなされていたというのが報告になっているわけですね。そうすると、これはどういうことで適正だと判断されていたのか、ここはどうだったんですか。

○政府参考人（鈴木直和君） 監修料を受け取っていることが特定された人間についてヒアリングした結果、その職員からは適正に確定申告をしておりますという話がありましたので、その旨を、適正に確定申告がなされているということであの十月の調査の中で表現をしております。

○辻泰弘君 そうすると、この適正に確定申告がなされたというのは、あくまでも個人の自主申告といえますか、おっしゃったことをそのまま表記したと、こういうことですね。

○政府参考人（鈴木直和君） 今御指摘ありましたように、ヒアリングの結果でございます。

○辻泰弘君 まあ、これ見ますと、判明した状況は次のとおりということで、適正に確定申告がなされていたということになっているわけですね。まあしかし、それ、ここまで書いてあったら、何かちゃんとしっかりした裏付けがあるんだろうというふうに思っちゃうわけですけども、まあこの四月、これから調査内容で、また確定申告のことをしっかり調べようというのがまた四月に出していただいて、どんどん深くお調べいただくことになって大変だと思うんですけども、しかし、どうも、じゃ、十月のときは何だったのかということをおもうわけですね。

じゃ、実はそれほどしっかりした状況、判明していなかった、確定していなかったというか、そんな確たる裏付けなしに判明した状況ということの中で適正に確定申告がなされていたと、こういうふうに表現しているということじゃないかと思うんですね。これはやっぱり、このとき自体が不適切なことであったんじゃないかと、それで終わらせてしまいたいということだったのかもしれないけれどもね。その辺ちょっと、私は、このこと自体丁寧でないといえますか、正確さを期していないといえますか、やはりどうも隠蔽してしまおうとしているといえますか、そこを思ってしまうわけでございます。

今、新たにその四月の五日からということで進行しているわけですけども、そのこと自体了としたいとは思いますが、そのことについてもしっかりとお調べいただいて、それと同時に、先ほどおっしゃった組織的でないというやつも、課長が絡んでいない、関知していないからというのは、その十月二十二日のときもあるし、今までの答弁もそんな

んですけれども、課長が知らなかったら組織的でないということになるのかどうかと。管理職ということにおいてはそうかもしれませんけれども、しかし、恐らくそれは組織的という表現がどうか知りませんが、多分それは慣習化し常態化していたことだろうと。すなわち、課長補佐さんなのか係長さんなのか、私はつまびらかに分かりませんが、課長さんでないレベルの方々が窓口になってやっているということが常態化していたと。で、それを組織的か組織的でないかというのは判断の分かれるところかもしれませんが、課長が知らなかったからそれは組織的でないんだということは、私は本当は無理があるんじゃないかというふうに思っております。

大臣、どうですか、この辺の今までの報告の流れと、それから今のその組織的でないという部分について御所見お伺いしたいと思います。

○国務大臣（尾辻秀久君） まあ組織的であるとかないとかというのは、今お答えしておるその判断で申し上げたものと思います。

私がそうした組織的であるかないかということの、一つの分かりやすく判断しておりますのは社会保険庁のケース、このケースはやはり明らかに組織的にプールしたと言わざるを得ない面を持っておりますので、まあそれはそうであったと。で、これは一月に公表させていただいた調査報告でもそのとおりに述べさせていただいておるところであります。

それと比べて、比べてといいますか、まあ正に比べてであります、この本省関係の分はやはり違いがある、明らかに違う形を取っている。まあこちらはやはり、お答え申し上げておりますように、組織的とは言えないやり方、そういう実態であったと、まあ私は今のところそういう理解をいたしておるところでございます。

○辻泰弘君 それで、この四月五日に御報告があった流れで調査が進んでいると思うんですけれども、その進行状況といいますか、どの主体がどのような形でされているのか、簡潔で結構ですのでお答えください。

○政府参考人（鈴木直和君） この前提出しましたペーパーでは、大臣官房を調査主体としてという表現にしております。したがって、今回の調査は、大臣官房を調査主体として関係部局を指揮しつつ行うということで実施したいというふうに考えております。

○辻泰弘君 その調査の結果を踏まえてまた御質問をさせていただきたいと、このように思っておりますが、鋭意お取り組みいただくようお願いをしておきたいと思っております。

それで、残された時間、あと七、八分になっておりますけれども、次のテーマで一つまたお伺いしたいと思います。

これは、四月の十四日でございますか、年金担保融資のことで摘発が初めてあったということがございました。これは、昨年十二月に議員立法でいわゆる年金担保融資についての罰則規定を持った貸金業法の規制改正があって、たしか十二月二十八日から施行されたんだと思っておりますけれども、そのことの結果だと思っておりますが、まず四月十四日のその摘

発について、経緯を、状況をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人（伊藤哲朗君） お尋ねの事件でございますけれども、都内の貸金業者が金銭を貸し付けた年金受給者七人に対しまして、本年一月中旬から三月上旬までの間、債権の弁済を受けることを目的として、年金が振り込まれる預金口座の通帳又はキャッシュカードの引渡しを求め、これらを保管していた事犯でございます。

今お話にございましたように、平成十六年十二月に改正施行された貸金業の規制等に関する法律におきまして、貸金業を営む者が貸付けの契約に際し、年金等の公的給付が払い込まれる口座の預貯金通帳あるいはキャッシュカード等の引渡し等を求めたり、これらを保管することを罰則をもって禁止する規定が新たに設けられたところであります。

警視庁では、この規定を適用しまして、貸金業者の従業員一人を四月十四日に逮捕いたしまして、責任者一人を指名手配するなど、現在捜査中であると承知しております。

○辻泰弘君 昨年の議員立法は、公的給付が払い込まれる債務者等の預金通帳等の引渡し、提供を求めたり、保管してはならないと、それに対して罰則を付したと、こういうことだったわけでございます。この部分が今回の立件を可能にしたと、このように理解してよろしいですか。

○政府参考人（伊藤哲朗君） 今回の立件につきましては、貸金業の規制等に関する法律の第二十条の二の改正によって立件ができたというものでございます。

○辻泰弘君 実は私、このいわゆる年金担保融資について、実は一番最初は平成十四年の五月でしたから三年前に質問させていただいて、去年の年金国会の五月二十七日のときも御質問しているわけでございます。

そこで申し上げたいのは、厚生労働省はずっと、年金担保融資というのはそもそもないんだと、あるのは年金福祉事業団、今の福祉医療機構ですね、その福祉医療機構においては公的に融資はしていると、それはいわゆる年金担保ということになるわけですが、しかしそれ以外はないんだと。そもそも口座を変えればそこに、別のところへ振り込むわけですから、その年金担保融資というのはいないんだと。そもそも預金となったものは既に、年金までは責任持つけれども、預金となったものは年金じゃないんだと。だから、それは私は知りませんと、そういう、突き詰めればそういうような論理立てになっていて、そもそもその福祉医療機構以外は年金担保融資がないという理解で来ていたわけです。

例えば、昨年の五月のときに私が御質問したとき、年金局長は、現実にそれは担保に供されていないという状態だと。罰則の適用によってこの事態を解消ができるという可能性は非常に少ないだろうと、このようにおっしゃっていたわけです。形態に対して多分罰則の適用が非常に難しいだろうと、こういうふうな見解を示しておられました。

私はあの時点でも、何も、年金法に罰則を規定するというのもあるし、貸金業法に規制、規定をするということも両方あり得るけれども、いずれにしても年金という老後の国

民の生活の安定というのを目指すべき厚生労働省の立場とすれば、そういった、考え方はいかがあるうとも実質的に年金担保融資ということがあるならば、そのことの、そういうことが起こらないように努力する、年金法であればこの委員会だし、もし違うならば金融庁なり警察の方にも行ってやるべきだということをずっと申し上げておりましたけれども、結局、厚生労働省としては対応ないままに十二月に議員立法で対応して、今回のこういった立件に結び付いたわけでございます。

すなわち、私が申し上げたいのは、やはり厚生労働省が言っていた罰則の適用が非常に難しい、このことによって事態解消ができる可能性は非常に少ないだろうというのは全く違っていたというふうに言わざるを得ないと思うんですけども、その点、まあ先輩がおっしゃったことではありますけれども、どう思っていますか。

○政府参考人（渡辺芳樹君） 年金受給者が、自らの預金口座に振り込まれる年金を貸金業者に引き出されるということによって年金が手元に残らないと、こういう被害が発生しておりますことについては私どもも大変遺憾であり、心を痛めてきたところでございます。この点につき誤解があるとすれば、しっかりそう申し上げたいと思います。

それから、かねてより御指摘の年金法の中に罰則規定を設けてはどうかという御指摘につきましての認識につきましては、前局長の答弁と私は変わるところはございません。と申しますのは、言葉巧みに通帳を取り上げ、言わば事実上、年金受給権を担保を取るに等しい行為ではありましても、担保に取っているわけではないという事実が認定されるような行為に対し、年金担保禁止規定に罰則を付けても有効打にはならないのではないかとこの認識に変わりはありません。

こうした中で、御指摘のように立法府の御努力により貸金業の規制法が改正されて、本件のような事案が生じた。これを契機といたしまして、今後、年金受給者の被害の防止が一層促進されることに、私どもとしても期待を掛けているところでございます。

厚生労働省といたしましても、年金受給者や公的な年金担保融資申込者に対するこうした貸金業規制法の改正内容、あるいは悪質な貸金業者による違法な事例等に対する啓発活動に更に力を入れたいと、こういうふう考えております。要すれば、法律の所管省庁が違ふというふう言わずに、これこれは犯罪だということについてはしっかり広報周知してまいりたいというふう考えております。

そしてまた、そうした事情が疑われるような事案につきましては、福祉医療機構のお仕事の窓口におきましても、消費者生活センターのみならず警察等に相談するようによく御説明をすると、こうした対応を更に進めていくべきであると考えております。そういう面でも金融庁や警察庁さんと更によく相談の上、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 こういう現実のことを目の前にしてもいまだに強弁されるのは私は本当に腹立たしいと思いますけれども、例えば、心を痛めていたけれども何もできなかったと言うんですが、心を痛めていたけれども結局何もしないでほったらかしていたということでは

かないじゃないですか。議員立法をしていなかったらいまだにそのことをやっていなかった。今回の摘発も、あれが有効打になっているわけですから、あのまま議員立法がなかったらそのまま続いていたわけじゃないですか。そういう中で今のような御答弁というのは、私は本当に承服しかねるところがあります。

それと、この預金通帳等の引渡し、提供、保管、このことについて罰則を掛けた、このことがさっきお話があったように決定的となって、それがやはり非常に手掛かりとなって立件に至ったというわけですから、私は何も年金法でやれと言っていたわけじゃなくて、貸金業法とかほかのところとも調整するということを三年前のときも局長は答弁していますよ。だから、何もその年金法の中で答えが出ないならば、貸金業法でもあり得たわけですから、そういうことも含めてそちらに行つて是非そっちでやってくださいということもあるわけですから、そういう意味合いで申し上げていたのに、今は何か年金法の中でだったし、いまだに前局長の答弁は正しいとおっしゃっているという認識は私ちょっと非常に不本意でございますけれども、時間が来ておりますのであれですが。

ただ、大臣にお伺いしたい、確認しておきたいと思っておりますけれども、やはり私は厚生行政というのは非常に心の温かさといいますか、厚生が生たるゆえんは生を厚くする、人生、生命、生活、衛生、生身の人間、それを厚くするのが厚生労働行政の使命だと私は思っておりますが、また政治の使命もそこにあると思っておりますけれども、そういった意味で、今局長がおっしゃったことは、官僚の考え方の延長線上ではそうかもしれないけれども、しかし、本来厚生行政があるべき姿の帰結ではないと私は思うわけでございます。

そういった意味で、大臣としてそういったことにも十分しっかりと官僚にその辺のことを、本来の厚生労働行政のあるべき姿を大臣のお立場でお示しをいただいて、こういったことは私はやはり厚生労働行政の限界だったといいますか、自分らの前の庭先だけはきれいにするけれども、元々目指しているものは何なのかということをお忘れしたことで、結局この年金担保融資のこともこういう経緯だったというふうに思っております。そういった意味で大臣に善処していただくように求めて、一言御答弁いただいて終わりたいと思っております。

○国務大臣（尾辻秀久君） 厚生労働省のあるべき姿につきましては、今お述べいただいたとおりだと思っております。したがって、そのあるべき姿に沿って私どもは仕事をするべきでございますから、今御指摘いただいたことをまた肝に銘じてこの後の職務を進めていきたいと存じます。

○辻泰弘君 以上で終わります。